平成25年4月12日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ 氏 名 西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和俊

「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

当社としては、本検討会の結論に基づき、メタル接続料を算定していく考えですが、移動体 等への需要シフトによるメタル回線の減少が続く限り、いずれメタル接続料が上昇していくこ とは不可避であると考えます。

今回、メタル回線のコストの在り方については、本検討会において検討が尽くされたところであり、その結論に基づき算定したメタル接続料が上昇したとしても、当該接続料については、 当社のメタル回線設備を利用する事業者にご負担いただかざるを得ないと考えます。

なお、本検討会の結論に基づきメタル接続料を算定することによって、光ファイバ接続料に 影響が及ぶことが避けられないことにも留意する必要があると考えます。

以下、報告書案の主な論点について、当社の意見を述べさせて頂きます。

1. 未利用芯線に係るコストの扱い

報告書案では、物理的対応(メタルケーブルの撤去並びに収容替え)、会計的対応(有姿除却及び減損処理)及び接続料算定上の対応(コロケーションの有無に着目したメタル接続料の算定)のいずれも採り得る方策ではない旨の考え方が示されています。

当社としては、未利用芯線に係るコストについては、業務運営上、不可避的に発生している ものであり、当社も含めたメタル回線を使用する事業者で応分に負担していただかざるを得な いことから、報告書案に賛同いたします。

2. メタル回線と光ファイバ回線の費用配賦方法の見直し

報告書案では、ケーブル保守に係る費用の配賦方法の見直しについては、「現行の基準を精緻化し、業務の実態をより正確に反映した配賦比率を実現すると見込まれ、活動基準帰属の考え方にも適ったものであり、合理性が認められる。」とされ、また、電柱等・土木設備に係わる費用の配賦方法の見直しについては、「電柱等・土木設備のメタル回線と光ファイバ回線による利用実態をより適切に反映するものと考えられ、一定の合理性が認められる。」とされています。

当社としては、報告書案にもあるとおり、今回の見直し案によって、活動基準帰属の考え方を維持しつつ、メタル回線から光ファイバ回線への需要の移行という環境変化を反映することが可能になると考えます。

なお、今回の見直しによって、光ファイバ回線により多くの費用が配賦されることを踏まえ、報告書案では、光ファイバ接続料の水準が上昇する場合には激変緩和措置を講じることとされていますが、そのような場合には、各年度において適切なコスト回収が図れるよう、光ファイバ回線だけで措置を講じるのではなく、メタル回線も合わせて調整を行うべきと考えます。

3. メタル回線接続料に係る設備の耐用年数の見直し

設備の耐用年数の見直しは、接続料水準の調整を目的に実施するものではなく、設備の使用 実態を財務会計に適切に反映させることを目的に実施するものであり、接続料水準の変動は、 当該見直しを行った結果として生じるものです。

当社としては、こうした考えに基づき、耐用年数の見直しを行った場合には、その結果に基づき接続料を算定していく考えです。

以上